

令和6年度第2回鮫川村まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議

日時:令和6年8月20日(火)

午後3時～

場所:鮫川村役場2階正庁

次 第

進行:村づくり推進室長

1. 開 会

2. あいさつ 鮫川村長 宗田 雅之

3. 議事

(1) 第3期デジタル田園都市国家構想総合戦略の素案について

①素案について(資料1)

②パブリックコメントの結果について(資料2)

③有識者意見について(資料3)

(2) 答申書(案)について

4. その他

5. 閉 会

鮫川村ひと・まち・しごと創生有識者会議委員

	所属団体等	氏名	備考
1	東京農業大学 教授	入江 彰昭	
2	JA東西しらかわ 東部営農センター長	薄葉 正勝	
3	鮫川運送(株) 代表取締役社長	芳賀 篤徳	
4	手まめ館 館長	佐藤 文雄	
5	鮫川村商工会青年部 部長	窪木 浩一	
6	鮫川村商工会女性部 部長	我妻 久美子	
7	区長会 会長	石井 哲	
8	語り部の会 会長 筋力づくりサポーター	蛭田 ノリ子	
9	地域包括支援センター ケアマネージャー	藤元 良子	
10	主任児童委員	松崎 幸子	
11	教育委員会教育長職務代理者	阿久津 光市	
12	村連合PTA協議会 会長	関根 巨樹	
13	村連合PTA協議会 副会長	澤村 龍太	
14	学校法人石川高等学校 教頭	矢吹 靖弘	
15	こどもセンター 保護者会 会長	赤坂 淳	

有識者会議出席職員

所属	職名	氏名
	村長	宗田 雅之
	副村長	鈴木 大介
事務局		
村づくり推進室	室長	船木 博枝
	村づくり推進係長	矢吹 直美
	主任主事	佐藤 雄大
	主事	薄葉 楓花

鮫川村まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するため、鮫川村まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、鮫川村まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）が策定した人口ビジョン・総合戦略案に対して、意見及び提案並びに施策の効果検証を行う。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

(1) 一般住民、商工関係、金融関係、労働関係、学識経験者等の中から村長が委嘱する

(2) 前号に掲げるもののほか、村長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の地位や職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 有識者会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、次条第1項の規定により、書面表決等があった場合は、この限りではない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第7条 止むを得ない事情により、委員が会議に出席できない場合において、書面表決又はオンラインによる参加、意見書の提出等があった場合は、会議に出席したものとみなす。

2 前項の場合、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年鮫川村条例第 8 号）に規定する報酬を委員に支給することができる。

（庶務）

第 8 条 有識者会議の庶務は、村づくり推進室村づくり推進係において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。